

第2部 明

A 一 般 会

9. 令 和 3 年 度 一 般

区 分	3 年 度 予 算 額	2	増 減 (△)	摘 要
総 額	106,609,708	175,687,767	△69,078,059	
1. 租 税 及 印 紙 収 入 (a)	57,448,000	55,125,000	2,323,000	(a) 現行法（税制改正前）による3年度の租税及 印紙収入574,870億円から、個人所得課税、法 人課税等の税制改正による減収390億円を差し 引いたものである。
(1) 租 税	56,554,000	54,255,000	2,299,000	
1. 所 得 税	18,667,000	18,496,000	171,000	
源泉所得税	15,744,000	15,591,000	153,000	
申告所得税	2,923,000	2,905,000	18,000	
2. 法 人 税	8,997,000	8,041,000	956,000	
3. 相 続 税	2,229,000	2,231,000	△2,000	
4. 消 費 税	20,284,000	19,273,000	1,011,000	
5. 酒 税	1,176,000	1,143,000	33,000	
6. た ば こ 税	912,000	862,000	50,000	
7. 揮 発 油 税	2,070,000	2,047,000	23,000	
8. 石 油 ガ ス 税	4,000	6,000	△2,000	
9. 航 空 機 燃 料 税	37,000	11,000	26,000	
10. 石 油 石 炭 税	606,000	599,000	7,000	
11. 電 源 開 発 促 進 税	305,000	315,000	△10,000	
12. 自 動 車 重 量 税	382,000	393,000	△11,000	
13. 国 際 観 光 旅 客 税	30,000	3,000	27,000	
14. 関 税	846,000	825,000	21,000	
15. と ん 税	9,000	10,000	△1,000	
(2) 印 紙 収 入	894,000	870,000	24,000	
収 入 印 紙	535,000	511,000	24,000	
現 金 収 入	359,000	359,000	—	
2. 官 業 益 金 及 官 業 収 入	52,206	50,381	1,825	
官 業 収 入	52,206	50,381	1,825	
病 院 収 入	18,451	18,171	280	
国 有 林 野 事 業 収 入 (b)	33,755	32,210	1,545	(b) 立木竹の売払見込数量等を勘案して見込んだ ものである。
3. 政 府 資 産 整 理 収 入	245,241	237,824	7,416	
(1) 国 有 財 産 処 分 収 入	57,805	50,292	7,513	
1. 国 有 財 産 売 払 収 入 (c)	44,632	46,506	△1,874	(c) 土地等の売払見込面積等を勘案して見込んだ ものである。
2. 特 定 国 有 財 産 売 払 収 入	13,173	3,786	9,387	
(2) 回 収 金 等 収 入	187,436	187,533	△97	
1. 特 別 会 計 整 理 収 入	81,950	75,622	6,328	
2. 引 継 債 権 整 理 収 入	0	0	—	
3. 貸 付 金 等 回 収 金 収 入	84,661	74,186	10,475	

細 統 計

計 予 算

会 計 歳 入 予 算

(単位 百万円)

区 分	3 年 度 予 算 額	2	増 減 (△)	摘 要
4. 東日本大震災復興貸付 金等回収金収入	216	216	-	
5. 政府出資回収金収入	16,626	25,559	△8,934	
6. 東日本大震災復興放射 性物質汚染対策緊急除 染等事業費回収金収入	3,931	11,895	△7,964	
7. 事故補償費返還金	52	54	△2	
4. 雑 収 入	5,267,261	6,502,794	△1,235,533	
(1) 国有財産利用収入	121,723	124,159	△2,435	
1. 国有財産貸付収入	57,193	57,872	△679	
2. 国有財産使用収入	4,439	5,346	△907	
3. 利 子 収 入	56	74	△18	
4. 配 当 金 収 入	60,034	60,866	△832	
日本銀行配当金収入	3	3	-	
日本郵政株式会社配 当金収入	60,000	60,000	-	
日本アルコール産業 株式会社配当金収入	13	10	3	
輸出入・港湾関連情 報処理センター株式 会社配当金収入	19	18	1	
成田国際空港株式会 社配当金収入	-	836	△836	
(2) 納 付 金	1,346,196	1,011,641	334,554	
1. 法科大学院設置者納付金	49	49	0	
2. 日 本 銀 行 納 付 金(a)	978,300	643,500	334,800	(a) 「日本銀行法」(平9法89)第53条第5項の規定により日本銀行から納付される納付金を見込んだものである。
3. 独立行政法人造幣局納 付金	1,542	7,651	△6,109	
4. 独立行政法人日本ス ポーツ振興センター納 付金	4,809	5,006	△196	
5. 日本中央競馬会納付金(b)	329,355	327,596	1,758	(b) 「日本中央競馬会法」(昭29法205)第27条の規定により日本中央競馬会から納付される納付金を見込んだものである。
6. 特定アルコール譲渡者 納付金	9,274	9,063	212	
7. 特定タンカー所有者納 付金	105	197	△92	
8. 雑 納 付 金	22,761	18,571	4,190	
9. 東日本大震災復興雑納 付金	-	10	△10	

9. 令和3年度一般

区 分	3年度 予算額	2	増減(△)	摘 要
(3) 諸 収 入	3,799,342	5,366,994	△1,567,652	
1. 特別会計受入金(a)	1,928,861	2,744,120	△815,258	(a) 「特別会計に関する法律」(平19法23)等に基づく各特別会計からの受入金である。
外国為替資金特別会計受入金	1,921,330	2,590,783	△669,452	
財政投融资特別会計受入金	73	146,200	△146,127	
エネルギー対策特別会計受入金	0	0	—	
年金特別会計受入金	789	37	752	
食料安定供給特別会計受入金	3,910	4,345	△435	
自動車安全特別会計受入金	2,759	2,755	5	
2. 東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	11	1,925	△1,914	
3. 公共事業費負担金(b)	570,882	860,445	△289,563	(b) 一般会計で実施している直轄事業の負担金を地方公共団体等から受け入れることによる収入である。
4. 東日本大震災復興公共事業費負担金	89	81	8	
5. 授業料及入学検定料	115	122	△7	
6. 許可及手数料	83,847	76,531	7,316	
7. 受託調査試験及役務収入	96,100	85,770	10,330	
受託工事収入	79,919	69,691	10,228	
地方消費税徴収取扱費受入	15,983	15,888	95	
その他	198	191	7	
8. 懲罰及没収金	93,604	100,742	△7,138	
交通反則者納金	53,003	54,362	△1,359	
罰金及科料	37,593	39,601	△2,008	
その他	3,008	6,779	△3,771	
9. 弁償及返納金	774,457	754,827	19,630	
弁償及違約金	6,013	7,143	△1,130	
返納金	768,444	747,684	20,760	
10. 物品売払収入	5,574	6,022	△448	
11. 電波利用料収入(c)	74,990	74,990	—	(c) 無線局数等を勘案して見込んだものである。
12. 特定基地局開設料収入	3,100	—	3,100	
13. 矯正官署作業収入	3,529	3,717	△188	
14. 文官恩給費特別会計等負担金	340	446	△106	
15. 貨幣回収準備資金受入	—	500,000	△500,000	
16. 附帯工事費負担金	19,792	20,822	△1,030	
17. 雑 入	144,051	136,434	7,617	

会 計 歳 入 予 算 (続)

区 分	3 年 度 予 算 額	2	増減 (△)	摘 要
18. 東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金	-	0	△0	
5. 公 債 金	43,597,000	112,553,924	△68,956,924	
公 債 金(a)	6,341,000	22,596,000	△16,255,000	(a) 本年度において「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債の収入である。 なお、「財政法」(昭22法34)第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、一般会計予算予算総則第7条に掲げるとおりであるが、その金額並びに出資金及び貸付金の合計額は6,549,768百万円となる。
特 例 公 債 金(b)	37,256,000	89,957,924	△52,701,924	(b) 本年度において「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第3条第1項の規定により発行する公債の収入である。
6. 前 年 度 剰 余 金 受 入	-	1,217,844	△1,217,844	
前年度剰余金受入	-	1,202,767	△1,202,767	
東日本大震災復興前年度剰余金受入	-	15,077	△15,077	